

事前相談等の手続きについて

1. 事前相談期間

平成25年7月1日（月）から7月12日（金）まで

2. 事前相談の対象者

事前説明会に参加された者（これまでの事前説明会（平成23年5月10日、11日、平成24年3月21日及び平成25年1月17日開催）に参加された者を含む）。

3. 事前相談の内容

平成23年3月31日に公表した「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に従った提供依頼申出書を、作成するに際しての、

- ①形式的な要件の確認、
- ②添付書類等の必要書類の確認、

等を主な内容とします。

特別抽出データ又はサンプリングデータセットの提供を希望する者は、事前に上記ガイドラインをお読みいただき、提供依頼申出書及び添付書類を作成・用意の上、事前相談を行っていただきますようお願いします。

※ 公益性の判断や提供形式の妥当性等の内容面の審査は、申出審査で行います。
事前相談は、提供依頼申出書等の形式的な要件についての御相談にお答えすることを趣旨としております。

4. 事前相談の方法

申出を希望する者は、事前にHPで公表されているガイドラインと第1回から第14回までのレセプト情報等の提供に関する有識者会議の資料に目を通した上で、別添の様式に質問事項を記載の上、下記のアドレスまで申出にあたっての必要書類をすべて整えた上で御提出下さい。ただし、印鑑等の押印は必要ありません。

事務局から提出書類の過不足や可否について文書で指摘、回答すると共に、必要に応じ電話等により対応をすることといたします。ただし、研究内容に対する評価はこの事前相談では原則として行いません。

事前相談のメールアドレス：suisin@mhlw.go.jp

5. 申出受付期間

上記の事前相談で形式的な要件の確認や添付書類等の必要書類の確認を終えた後、下記の期間に正式な申出の受付をいたしますので、提供依頼申出を希望する者は、この期間に提供依頼申出書及び添付書類の原本を厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室までご郵送いただきますようお願いいたします。

申出受付期間：平成25年7月16日（火）から7月26日（金）まで
※原則として、7月26日（金）17:00事務局必着のこと。

○郵送先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室